

請求債権目録の表示に関する記載例集

【記載例 1】 債務名義が判決であり，当該判決に給付条項が複数存在する場合の表示

債権者債務者間の札幌地方裁判所平成 年（ワ）第 号事件の執行力ある判決正本に表示された下記金員

記

- 1 元 金 1,000万円
ただし，判決主文第 項記載の金員
- 2 損害金
上記1の元金に対する平成 年 月 日から支払済みまで年 パーセントの割合による遅延損害金

債務名義が調書判決等の場合は「 裁判所平成 年（ワ）第 号事件の執行力ある第1回口頭弁論調書（判決）正本に表示された…」のように債務名義の表示どおりに記載します。

【記載例 2】 債務名義が仮執行宣言付支払督促の場合の表示

債権者債務者間の札幌簡易裁判所平成 年（ロ）第 号事件の仮執行宣言付支払督促正本に表示された下記金員

記

- 1 元 金 100万円
- 2 損害金
上記1の元金に対する平成 年 月 日から支払済みまで年 パーセントの割合（365日の日割計算）による遅延損害金
- 3 督促手続費用 円
- 4 仮執行宣言手続費用 円

督促手続費用及び仮執行宣言手続費用は，訴訟費用に準じて扱われ（ただし，訴訟費用額確定処分を要しない。），執行費用として扱われないため，強制競売申立

時に請求しない限り，配当時に配当を受けられません。

【記載例 3】 債務名義が和解調書の場合の表示

債権者債務者間の札幌地方裁判所平成 年（ワ）第 号事件の執行力ある和解調書正本に表示された下記金員

記

1 元 金 300万円

2 損害金

ただし，上記1の元金に対する平成 年 月 日から支払済みまで年パーセントの割合による遅延損害金

例) なお，債務者は，平成 年 月分及び同年 月分の支払を怠ったため，和解条項第 項により，平成 年 月 日をもって期限の利益を失ったものである。

例) なお，債務者は，平成 年 月 日及び同年 月 日の支払を怠り，その額が 万円に達したため，和解条項第 項により，平成 年 月 日をもって期限の利益を失ったものである。

期限の利益喪失の主張は，和解条項の懈怠約款にあわせて具体的に記載します。

【記載例 4】 債務名義が公正証書である場合の表示

債権者債務者間の札幌法務局所属公証人 作成平成 年第 号債務承認弁済契約公正証書の執行力ある正本に記載された下記金員

記

1 元 金 300万円

ただし，平成 年 月 日の債務承認弁済金

2 利 息 10万円

ただし，上記1の元金に対する平成 年 月 日から平成 年 月 日まで年パーセントの割合による利息

3 損害金

ただし、上記 1 の元金に対する平成 年 月 日から支払済みまで年パーセントの割合による遅延損害金

なお、債務者は、平成 年 月 日に支払うべき分割金の支払を怠ったので、債権者は、同年 月 日到達の書面をもって同年 月 日までに支払うよう催告したが、期限までに支払がなかったため、公正証書第 項に基づき、平成 年 月 日の経過をもって期限の利益を失ったものである。